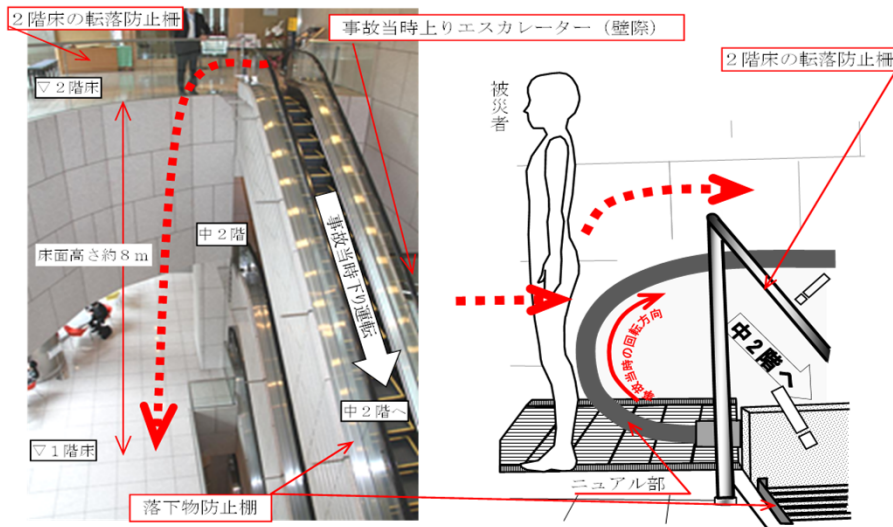


報告書概要とその後の動き

エスカレーター事故（平成27年6月報告書公表）

【事案の概要】

平成21年4月8日、被災者（当時45歳、男性）は、東京都内複合ビル2階の飲食店で飲食後、同店入口を背景に同僚と記念撮影した。同僚が撮影後の後片付けをしている間、被災者は背面に設置されているエスカレーター乗降口方向に一瞬顔を向け、後ろ向きにニュアル部の前まで移動して立ち止まった。その後、下降運転中の本件エスカレーターのハンドレールに後ろ向きに臀部付近が接触し、被災者の体がハンドレールの上に持ち上がった。被災者は、左足がハンドレールと2階の吹き抜け面に設置された転落防止柵との隙間に挟まれ、傾斜部分に引きずられた後、吹き抜け部分から約9m下の1階に転落し、その後、死亡が確認された。



【結論】

本件事故と同種又は類似の事故の再発を防止する観点から、本件事故発生の要因の一つと考えられるハンドレールへの接触による人体の持ち上がりの可能性及びエスカレーター側面からの転落の可能性*について調査を行った。

ハンドレールへの接触による人体の持ち上がりの可能性については、一定の条件を設定したコンピューターシミュレーションによる検証を行った。その結果、後ろ向きに不意に接触した場合、ハンドレールへの接触には、体勢を不安定にさせ、場合によっては人体が持ち上がる可能性が存在していることが確認された。

本件エスカレーターは、事故当時、建築基準法関係法令等及びJEAS（一般社団法人日本エレベーター協会基準）に規定された安全対策が行われていたことが認められたが、本件事故のようなエスカレーター側面からの転落を防止する対策は講じられていなかった。その背景的要因として、関係行政機関及び関連事業者等の多くが、エスカレーター側面からの転落事故をエスカレーター本体や周辺部の構造に起因するものではないと判断しているものと考えられる。

本事案の報告書は、調査委員会のウェブサイトで公表しています。

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_005/

* 転落事故は主として商業施や複合ビル等で発生しており、重大な事故に至る可能性が高く、かつ成人の事故と比べて幼児・少年の事故が多いことが確認された。

【調査委員会の意見（要旨）】

1. 国土交通大臣への意見

（1）制度面の見直し

① エスカレーター側面からの転落防止対策

- ・転落事故が発生した場合に重大な事故に至る可能性が高いエスカレーターについて、ガイドラインを策定するとともに、関連事業者による遵守を徹底させること。また、その効果について検証し、十分な実効性が確保されない場合には、法的整備も含めた更なる対策を検討すること。
- ・一般社団法人日本エレベーター協会に対し、転落防止のための具体的な方策と技術的な仕様等の統一的な基準の整備を促すこと。

② ハンドレールへの接触予防対策

- ・一般社団法人日本エレベーター協会に対し、ハンドレールへの接触予防対策について、その標準化に向けた検討を促すこと。

（2）事業者への指導

- ・関連事業者に対して、人がエスカレーターのハンドレールに接触し、持ち上がり、転落する危険性について周知徹底すること。
- ・各施設の所有者・管理者に対し、人のエスカレーター側面からの転落防止対策及びハンドレールへの接触予防対策を積極的に講じるよう促すこと。

等

2 国土交通大臣及び消費者庁長官への意見

関連事業者等と連携・協力し、利用者に対してエスカレーターの安全な利用方法を守ることが重要であること等について、具体例を挙げながら必要な情報提供を行うこと。



【その後の動き】

○国土交通省は、「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」を公表し（平成29年7月）、関係事業者向けにガイドラインの説明会を実施した（平成29年11月）。また、一般社団法人日本エレベーター協会は、技術基準であるJEASを改定した（令和3年8月）。

○消費者庁は、「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」を作成し、その中でエスカレーター利用の注意ポイントを掲載し、全国の地方公共団体に25万部配布した（平成29年4月）。また、未就学児の保護者に向けて、子ども安全メールやTwitter発信し、継続してエスカレーターの安全利用を呼び掛けている。

○国土交通省及び消費者庁は、関連事業者等と連携して安全の取組を行っている。鉄道事業者等では、安全利用に関するキャンペーンが実施されている（後援：国土交通省、消費者庁）ほか、一般社団法人日本エレベーター協会によるエスカレーターの安全な利用方法等に関する注意喚起が継続的に行われている。